

第6章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、様々な主体が互いに連携し、地域の課題に対応し、地域共生社会の実現を進めていくための計画です。

計画の推進にあたっては、住民や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、行政区、社会福祉法人、ボランティア・NPO法人、社会福祉協議会、行政など、地域に生活しているすべての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

市民は地域福祉の受益者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚し、地域の課題を「我が事」として捉え、地域福祉に対する理解や意識を高めていくことが大切です。

地域の実情を最もよく知っている市民が中心となり、自らが地域の課題を抽出し、解消していくという、自らの地域のことは自らの地域が決めるという意識をもつことが必要です。また、主体的に地域の福祉活動や交流する機会に参加することが期待されています。

(2) 地域の役割

自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域で活動する人や団体は、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉の担い手としての活動が期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、市民の多様なニーズに積極的に応えることが期待されています。利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供・公開、関係機関との連携を図ることが求められています。

また、行政や社会福祉協議会と連携し地域福祉活動を推進することも期待されています。

(4) 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域の課題、ニーズを的確に把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の確保・育成、関係機関との連携・協働の体制づくり等に努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

福祉分野をはじめ人権、男女共同参画、教育、防災等多方面にわたる全庁的な取組が必要となるため、関係課または関係機関と連絡・調整が図られる体制整備について検討します。

2 計画の進捗管理

本計画を推進していくために、市及び地域福祉計画策定推進委員会等において計画（各施策）の進捗状況について把握、評価、検証を行います。

本計画の進捗管理においては、「PDCAサイクル」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、施策の充実を図ります。

また、計画と実施状況に乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の周知・広報

本計画について、広報紙やホームページ、SNS等を通じて内容の周知を図るとともに、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗に関わる情報についても広く周知していきます。